

- 市の宣言**
- ◇男女平等参画都市宣言
 - ◇非核平和都市宣言
 - ◇青少年健全育成都市宣言
 - ◇交通安全都市宣言



第1768号

発行・町田市 編集・政策経営部広報課
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22
市役所の代表電話 042・722・3111
市役所の窓口受付時間 午前8時30分～午後5時
発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)
ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/>



今号の紙面から

2面

受け付けが始まります～2015年度市立小・中学校通学区域緩和制度

5面

生涯学習センターに、地元出身バンド「ブランニューバイブ」がやってくる！～ライブと対談

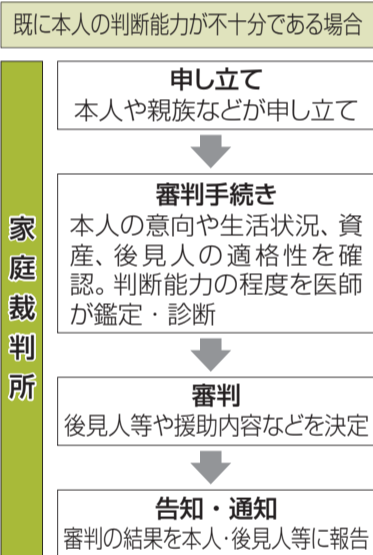
《《《《《ご存じですか》》》》》
成年後見制度・市民後見人

問福祉総務課 ☎724・2537 FAX050・3101・0928
町田市社会福祉協議会福祉サポートまちだ
☎720・9461 FAX725・1284

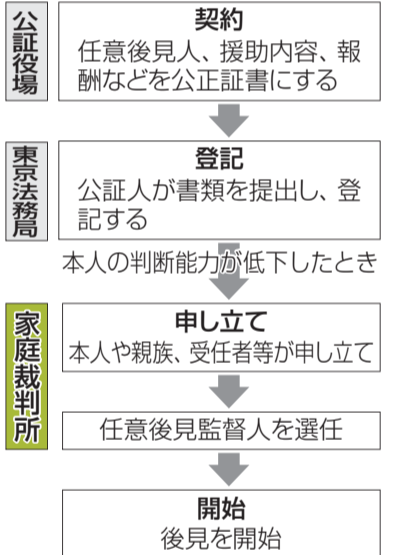


成年後見制度利用の手続き

法定後見制度



任意後見制度



家庭裁判所

助・保佐・後見に分けられ、後見人等に任せる範囲が決まります。手続きは家庭裁判所で行います。

詳細は、各高齢者支援センター(本人が65歳以上の在宅の方)、ひかり療育園(本人が障がい者の方) ☎794・0733 FAX794・0772、または福祉サポートまちだへお問い合わせ下さい。

任意後見制度

自らの判断能力が十分ならず、将来の判断能力の低下に備えて、どのような援助を受け、誰を後見人等にするか、あらかじめ契約により決めておく制度です。

判断能力に低下が見られたときに、本人・家族・任意後見受任者等が家庭裁判所に申し立てします。後見人等の他

法定後見制度

既に判断能力が不十分であるため、財産の管理や契約等をするのが難しい方について、本人や親族等が申し立て、家庭裁判所が後見人等を選ぶ制度です。

期待される市民後見人

現在、後見等の業務を行っている方の半数以上は弁護士や司法書士等です。

今後、親族が後見人等でない場合も増え、第三者の後見人等が一層求められます。特に、市民後見人は本人と顔の見える関係の中で、きめ細かな後見活動を行う市民として期待されています。現在、市では20人の市民後見人が活躍しています。

今年度、市では市民後見人育成研修を開始します。詳細

- 日時 9月21日(日) 午後2時～4時
- 会場 町田市民フォーラム
- 講師 中央大学法学部教授・新井誠氏
- 定員 170人(申し込み順)
- 申し込み 電話、FAXまたはEメールで町田市社会福祉協議会福祉サポートまちだ ☎720・9461 FAX725・1284
- お問い合わせ a-shikyo.or.jp

講演会
成年後見制度を支える市民後見人の役割
～期待される地域力～

福祉サポートまちだによる、市民後見人ならではの役割や、地域住民として活動する市民後見人への期待などについての講演会です。

開設しました
南大谷 あんしん相談室



市では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるように取り組みを実施しています。

その一環として、高齢者が加齢とともに社会的に孤立して閉じこもりがちになることを防ぎ、地域で高齢者を見守るため、市内12か所に「あんしん相談室」の開設を進めています。

このたび、7か所目となる「南大谷あんしん相談室」を開設しました。主に、65歳以上の一人暮らしや高齢者のみのご家庭への訪問、地域の方

建物もあなたと同じ健康診断
建築物防災週間
8月30日(土)～9月5日(金)

「建築物防災週間」は、地震や火災、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止、安心して生活できる空間を確保するために、建築物に関連する防災知識の普及や、防災対策を推進する目的で、毎年2回実施されています。

建築物の事故を防ぐためには、日頃から適切な維持管理を行うことが大切です。

建築物の中でも、デパートや病院などの不特定多数の人が利用する建築物は、災害が発生した場合、大きな被害につながる恐れがあります。こ

々による見守りネットワークづくりの支援を行ってまいります。

また、ご本人だけでなく、ご家族や日ごろ見守っている地域の方からの相談も受けします。お気軽にご利用下さい。

○所在地 南大谷205-1-2
○電話 ☎851・8421
○受付 月～土曜日(祝日・年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時
問 高齢者福祉課 ☎724・2140 FAX050・3101・6180

この機会に、ご自身が所有または管理する建築物の点検をお願いいたします。

点検については、建築士など専門家に相談下さい。

問 建物住宅対策課 ☎724・4268 FAX050・3161・6109

市議会のうごき

9月定例会・常任委員会・決算特別委員会を開催します

本会議・委員会を下表のとおり開催します。開会時間は午前10時です(8月29日は午後1時開会)。

問 議会事務局 ☎724・2550 FAX050・3161・7663

議会を傍聴しましょう

月	日	曜日	内容
8	29	金	本会議(提案理由説明)
	3	水	本会議(一般質問)
	4	木	
	5	金	
	8	月	
	9	火	
	10	水	本会議(質疑)・決算特別委員会
	11	木	総務常任委員会・健康福祉常任委員会
	12	金	文教社会常任委員会・建設常任委員会
9	16	火	常任委員会予備日
	17	水	決算特別委員会
	18	木	
	19	金	
	22	金	
	24	水	決算特別委員会予備日
	25	木	決算特別委員会
10	1	水	本会議(表決)
	6	月	本会議(表決)

※会議の日程・時間等は変更になることがあります。
※本会議と委員会は、インターネット中継でご覧いただけます。